費税法（昭和六十三年法律第百八号）第二十八条第一項（課税標準）に規定する対価の額をいう。以下同じ。）が一食につき入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成十八年三月厚生労働省告示第九十九号）別表第一の1(1)に規定する金額（同表第一の1の注により加算する金額を除く。以下「基準額」という。）以下であるもののうち、当該飲食料品の提供の対価の額の累計額が基準額に三を乗じて算出した金額（以下「限度額」という。）に達するまでの飲食料品の提供であることとする。この場合において、設置者等が同一の日に同一の者に対して行う飲食料品の提供のうち、当該累計額の計算の対象となる飲食料品の提供（基準額を超えるものを除く。以下「対象飲食料品の提供」という。）をあらかじめ書面により明らかにしているときは、当該対象飲食料品の提供の対価の額により当該累計額を計算するものとする。

○財務省告示第百一号

印紙税法施行令（昭和四十二年政令第百八号）第二十二条第十二号の規定に基づき、コール資金の貸付け又はその貸借の媒介を業として行う者を指定する件（昭和四十二年六月大蔵省告示第七十号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

東京短資株式会社の項中「東京都中央区日本橋室町四丁目五番一号」を「東京都中央区日本橋室町四丁目四番十号」に改める。

○財務省告示第百二号

印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）別表第二独立行政法人の項の規定に基づき、印紙税を課さない法人を指定する件（平成十三年三月財務省告示第五十六号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

別表国立研究開発法人海上技術安全研究所の項を次のように改める。

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所	国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所法（平成十一年法律第二百八号）

別表国立研究開発法人港湾空港技術研究所の項を削り、同表国立研究開発法人水産総合研究センターの項を次のように改める。

国立研究開発法人水産研究・教育機構	国立研究開発法人水産研究・教育機構法（平成十一年法律第百九十九号）

別表国立研究開発法人電子航法研究所の項、国立研究開発法人農業環境技術研究所の項及び国立研究開発法人農業生物資源研究所の項を削り、同表国立研究開発法人放射線医学総合研究所の項を次のように改める。

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法（平成十一年法律第百七十六号）

別表自動車検査独立行政法人の項、独立行政法人交通安全環境研究所の項及び独立行政法人国立大学財務・経営センターの項を削り、同表独立行政法人国立文化財機構の項の次に次のように加える。

独立行政法人自動車技術総合機構	独立行政法人自動車技術総合機構法（平成十一年法律第二百十八号）

別表独立行政法人種苗管理センターの項及び独立行政法人水産大学校の項を削り、同表独立行政法人造幣局の項の次に次のように加える。

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）

別表独立行政法人大学評価・学位授与機構の項及び独立行政法人労働安全衛生総合研究所の項を削り、同表独立行政法人労働者健康福祉機構の項を次のように改める。

独立行政法人労働者健康安全機構	独立行政法人労働者健康安全機構法（平成十四年法律第百七十一号）

○財務省告示第百三号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第五条の四第一項及び第二項並びに第二十七条の五第一項及び第二項の規定に基づき、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十条の二第一項各号及び第四十二条の五第一項各号の規定の適用を受ける減価償却資産を指定する件（平成二十三年六月財務省告示第二百十九号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。ただし、改正前の告示の別表一及び別表三から別表五までに掲げる減価償却資産で同日前に取得又は製作若しくは建設をしたものについては、なお従前の例による。

平成二十八年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

本文第一号及び第二号を削り、本文第三号中「法第十条の二第一項第一号ハ及び第四十二条の五第一項第一号ハ」を「租税特別措置法第十条の二第一項第一号及び第四十二条の五第一項第一号ハ」に改め、同号を本文第一号とし、本文第四号中「法第十条の二第一項第一号ニ及び第四十二条の五第一項第一号ニ」を「租税特別措置法第十条の二第一項第二号及び第四十二条の五第一項第二号」に、「別表四」を「別表二」に改め、同号を本文第二号とし、本文第五号を削る。

別表一及び別表二を削る。

別表三2の項及び3の項を削り、同表1の項を同表3の項とし、同表に1の項及び2の項として次の二項を加える。

1	太陽光発電設備（太陽光エネルギーを直接電気に変換するもののうち、工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第十七条第一項に規定する日本工業規格C八九六〇に定める真性変換効率が十三・五パーセント以上（シリコン製の薄膜太陽電池にあっては八・〇パーセント以上とする。）のものに限るものとし、これと同時に設置する専用の架台、集光装置、追尾装置、蓄電装置、制御装置又は直交変換装置を含む。）
2	風力発電設備（風力エネルギーを回転力に変換し、電気を発生させるもののうち、ロータ及び発電機を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の塔、起倒装置、蓄電装置、制御装置、直交変換装置又は系統連系用保護装置を含む。）

別表三4の項第一号及び第二号を次のように改める。

一	木質バイオマス発電設備（チップ又は固形燃料（エネルギー環境適合製品の開発及び製造の促進に関する法律施行令（平成二十二年政令第百八十三号）第一条第五号に規定するバイオマス（第四号において「バイオマス」という。）のうち木質のものであって、おおむね立木竹の伐採若しくは間伐により発生する未利用のもの又は木材を加工する工程において発生するものに限る。次号において同じ。）を燃料として発電を行うもの（発電出力が二万キロワット未満のものに限る。）のうち、ボイラー又はガス化炉及びガス精製装置、タービン又はガスエンジン並びに発電機を同時に設置するものとし、これらと同時に設置する専用の破砕機、乾燥機、選別機、固形機、燃料貯蔵設備、受入装置、搬送装置、計量装置、制御装置、冷却装置、熱交換器、復水器、ガス貯蔵装置、灰処理装置、排ガス処理装置、蓄電装置、直交変換装置、系統連系用保護装置、ばい煙処理装置、排ガス処理装置、ポンプ又は配管を含むものとし、磁選機その他主として建設廃材を利用する場合にのみ必要な機器を有するものを除く。）
二	木質バイオマス熱供給装置（チップ又は固形燃料を燃料として蒸気又は温水を発生させるもののうち、定格加熱能力が毎時百六十ギガジュール未満のボイラーに限り、これと同時に設置する専用の破砕機、乾燥機、選別機、固形機、燃料貯蔵設備、受入装置、搬送装置、計量装置、制御装置、熱交換器、蓄熱機、供給導管、灰処理装置、排ガス処理装置、ポンプ又は配管を含むものとし、磁選機その他主として建設廃材を利用する場合にのみ必要な機器を有するものを除く。）